

## 委員からの意見等資料

## 第8回地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議議題に対する意見（原田博史）

### 1. 若者雇用の創出について

#### ○ 地元の若者雇用の創出について

- 若者の雇用の創出は、若者が勤めたいと思う職業を行う事業者があり、その事業者の事業実績が良好であり、毎年度若者を対象とする求人があること。
- 毎年、若者を対象とする求人があるためには、法に定める定年退職年齢をこれ以上引き上げないことが必要である。
- 定年退職年齢の引き上げは、年金の支給年齢などにも関連していると思うが、従業員の雇用の活性がないと若者の雇用の創出は発生しない。
- そのため定年退職者の雇用の創出も必要であるので、地方自治体が地元の若者を地元の事業体に就職するよう支援する職業を提供する。

#### ○ 地元の大学への進学者の創出について

- 若者が大学を選択する際、3ポリシーをもとにしている。
- 「大学・短期大学で何を学び何ができるようになるか」という学習成果が獲得できる大学・短期大学を選び、卒後、学習成果と直結した職業に従事できるということが大きなポイントである。
- 地元にある大学・短期大学の教育課程の学習成果は、地元の事業者の職業に関連したものである。
- 地元の経済社会を充実させるためには、地方自治体、地域社会、多様な地元事業者、大学・短期大学が連携して地域社会の将来像を明確にし、人材ニーズの将来需要を明確にする必要がある。
- 将来の人材ニーズに合致させる大学改革においても、高等教育の基本である教養教育を無にしてはならない。
- 学生の約9割が女子で、地元入学率も約7割弱、自県内就職率も約7割強と高い短期大学を、若者雇用の創出に活用するべきである。
- 短期大学を活用した若者雇用の創出には、今後発生する人工知能の発達により喪失する職業の従事者の失業にも対応できる教育課程を編成する必要がある。
- 東京の大学に進学した地元の学生が地元に戻って就職する場合、就職支援として引っ越しに係る費用を支給する等の経済的援助をする必要がある。

### 2. 国立大学のガバナンス改革の取組について

- 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第88号)、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年文部科学省令第25号)により国立大学のガバナンス改革はできているはずである。
- 産官学連携の推進を目的とした国立大学のガバナンス改革は、高等教育機関としてのガバナンスとは別に、産官学連携事業者としてのガバナンス体制を組織しなければならない。
- 産官学連携事業者としてのガバナンスは、地方行政、地域産業、地方大学が包括的事業共同体としての一組織を統括するものにする必要がある。

以上